

防衛医科大学校病院規則第 1 号

防衛医科大学校病院医療安全管理規則を次のように定める。

平成15年3月31日

防衛医科大学校病院長 関根 勇夫

防衛医科大学校病院医療安全管理規則

改正 平成16年 3月11日規則第 6号
平成16年 7月20日規則第12号
平成17年 4月 1日規則第 3号
平成18年 3月31日規則第 3号
平成19年 3月30日規則第 3号
平成20年 6月30日規則第 1号
平成24年 3月30日規則第 2号
平成25年 3月28日規則第 1号
平成28年 4月 1日規則第12号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）における医療に関する安全管理体制を確保し、医療の安全性向上を図るとともに医療事故及び医事紛争の発生を未然に防止するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(総括)

第 2 条 病院長は、医療に関する安全管理を総括する。

(職員の責務)

第 3 条 事務部及び診療科並びに中央診療施設として置かれる部及び室（以下「診療科等」という。）の長は、当該診療科等における医療全般の安全管理を適切に行わなければならない。

2 職員は、法令等を遵守するとともに、医療に関する安全管理のために診療科等の長が講じる措置に従うほか、医療行為を行う際は自らの責任において安全性を確保しなければならない。

(安全管理責任者)

第 3 条の 2 病院長は、次の各号に掲げる安全管理等に係る責任者等を指名する。

(1) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（以下「厚生労働省令」という。）に規定する医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務を統括する医療安全管理責任者（以下「医療安全管理責任者」という。）

(2) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（以下「厚生労働省令」という。）に規定する専従の医療に係る安全管理を行う看護師（以下「看護師ジェネ

ラルリスクマネージャー」という。)

- (3) 厚生労働省令に規定する医薬品の安全使用のための責任者(以下「医薬品安全管理責任者」という。)
- (4) 厚生労働省令に規定する医療機器の安全使用のための責任者(以下「医療機器安全管理責任者」という。)
- (5) 適切なインフォームド・コンセントの実施及び診療録の管理のための責任者(以下「IC及び診療録管理責任者」という。)
- (6) 高難度新規医療技術の実施の適否を確認するための責任者(以下「高難度新規医療技術確認責任者」という。)

2 前項に定める医療安全管理責任者は、副院長(医療安全担当)をもって充てる。
(事故調査委員会)

第4条 病院長は必要と認める場合には、医療事故の事実関係、原因究明及び再発防止について審議するため、病院事故調査委員会(以下「事故調査委員会」という。)を置くことができる。

2 事故調査委員会に関し必要な事項は、医療法の定めるところによりその都度定める。

第2章 安全管理委員会

(安全管理委員会)

第5条 安全管理対策及び医療事故対策に関する重要事項を審議するため、安全管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、副院長(医療安全担当)をもって充てる。

4 副委員長は、医療安全・感染対策部長をもって充てる。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 医療安全推進室長
- (2) 医療安全推進室副室長
- (3) 庶務課長
- (4) 医事課長
- (5) 看護部長
- (6) 医薬品安全管理責任者
- (7) 医療機器安全管理責任者
- (8) IC及び診療録管理責任者
- (9) 高難度新規医療技術確認責任者
- (10) その他、病院長の指名する者

6 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

7 委員に事故があるときは、あらかじめ委員が指名した者が、その職務を代行する。
(任期)

第6条 前条第5項に規定する病院長の指名する者の任期は2年とする。ただし、補欠

として指名された者の任期は前任委員の残任期間とする。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議・実施する。

- (1) 病院内における安全管理のための指針の整備に関すること。
- (2) 病院内における安全管理のための医療事故の報告要領に関すること。
- (3) インシデント報告及びアクシデント報告に基づく医療事故防止に必要な方策の策定に関すること。
- (4) 重大な問題が発生した場合における、速やかな原因の分析に関すること。
- (5) 問題の原因分析の結果を活用した、事故等の防止のための改善策の立案に関すること。
- (6) 事故等の防止のための改善策の実施及び当該改善策の職員への通知
- (7) 改善策の実施状況の調査及び必要に応じた改善策の更なる見直し。
- (8) 安全管理体制の確保のために必要な職員の教育研修制度に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、医療安全管理に関すること。

(会議)

第8条 委員会は、原則として毎月1回開催するほか、委員長が必要と認めた都度開催する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事例審議会)

第8条の2 委員会は、必要に応じて事例審議会を開催するものとする。

- 2 事例審議会には、委員以外の者の出席を求めることができる。

(小委員会)

第9条 委員会に、必要に応じて小委員会を置く。

- 2 小委員会は、委員長の指名する者をもって構成する。

第3章 医療安全推進室

(医療安全推進室)

第10条 組織横断的に医療に係る安全管理を行うため、病院に医療安全推進室（以下「推進室」という。）を置く。

- 2 推進室は、室長、副室長及び室員（以下「室長等」という。）をもって構成する。
- 3 室長等は、次の各号により病院長が指名する者をもって充てる。

- (1) 室長は、医療安全に関する必要な知識を有する医師または歯科医師をもって充てる。

- (2) 副室長のうち1名は、専任の看護師をもって充てる。

- (3) 室員のうち2名は、事務部庶務課医療安全企画専門官及び薬剤部の薬剤師をもって充てる。

(室長等の職務)

第10条の2 室長は、病院長及び委員長の命を受け推進室業務を統括する。

2 副室長は、室長の命を受け、室長を補佐し、推進室の業務を処理する。

3 室員は、室長の命を受け推進室の業務に従事する。

(推進室の業務)

第11条 推進室は、次の各号に掲げる事項に関する業務を行う。

(1) インシデント、アクシデント等に関する調査及び分析並びに再発防止策の検討及び徹底に関すること。

(2) 医療安全に係る院内連携に関すること。

(3) 医療の安全に係る教育・研修の企画及び運営に関すること。

(4) 医療の安全に係るマニュアル類の整備に関すること。

(5) 医療安全文化の醸成に関すること。

(6) 委員会の庶務に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、医療安全対策の推進に関すること。

(リスクマネージャー)

第12条 推進室にリスクマネージャー会議を置く。

2 リスクマネージャー会議は、リスクマネージャーをもって構成する。

3 リスクマネージャーは、各診療科等の長の推薦により病院長の指名する者をもって充てる。

4 リスクマネージャーは、室長の命を受け安全管理及び感染対策に係る活動を行う。

(安全対策プロジェクトチーム)

第12条の2 特定の事項に関する調査、分析及び検討を行うため、推進室に安全対策プロジェクトチームを置く。

2 安全対策プロジェクトチームは、リスクマネージャー及び室長の指名する者をもって構成する。

(報告)

第13条 室長は、推進室における業務について委員会に報告するものとする。

第4章 患者相談窓口

(患者相談窓口)

第14条 病院事務部医事課に患者相談窓口を設置する。患者相談窓口の細部については別に定める。

(委任規定)

第15条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が推進室の運営に関し必要な事項は室長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年3月12日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年7月20日から施行する。
- 2 防衛医科大学校病院安全管理委員会規則（平成12年防衛医科大学校病院規則第1号）及び防衛医科大学校病院医療安全推進室規則（平成15年防衛医科大学校病院規則第2号）は廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。